

グループホーム 愛

介護予防・認知症対応型共同生活介護事業所運営規程

第1条 この規程は、医療法人村山内科が設置運営する認知症対応型共同生活介護事業グループホーム愛の運営及び利用について適正な運営を確保する為、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 本事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホーム 愛
- (2) 所在地 徳島県三好市池田町サラダ1792番地1

(職員の員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤兼務）
管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
- ② 計画作成担当者 1名（非常勤専任1名）
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成することとともに、自らも認知症対応型共同生活介護の提供にあたる。
計画作成担当者1名は介護支援専門員とする。
- ③ 介護職員 利用者の数が3名又はその端数を増すごとに1名以上、
夜間及び深夜の時間帯を通じて1ユニットに1名以上
介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

④ 看護師 1名 (非常勤専任)

利用者の健康状態を観察、把握し、医師との連絡や調整、必要に応じた医療処置を行う。また、介護従事者から利用者の生活記録等の情報を受け、医療面からの適切な指導等を行う。

(利用定員)

第6条 利用定員は、18名(2階9名、3階9名)とする。

(介護の内容)

第7条 認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- ① 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- ② 日常生活上の世話
- ③ 日常生活の中での機能訓練
- ④ 相談、援助

(介護計画の作成)

第8条 認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及び望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画(以下介護計画)を作成する。

- 2 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

(利用料)

第9条 本事業が提供する認知症対応型共同生活の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- ① 家賃 29,000 円／月
- ② 食材料費 1食につき 朝食 220 円 昼食 460 円 夕食 420 円
- ③ 水道光熱費 10,300 円／月
- ④ その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが
適当と認められる費用 実 費

- 2 月の中途における入居または退去については日割り計算とする。
- 3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金または銀行口座引き落とし、振込みによって指定期日までに受けるものとする。

(サービス提供者の留意事項)

第10条 認知症対応型共同生活介護への入居にあたっては、要介護者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ② 自傷他害のおそれがないこと。
- ③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- 2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。
- 3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(入退居に当たっての留意事項)

第11条 利用者は認知症対応型共同生活介護への利用にあたって次の点に留意し、適切な利用に努めなければならない。

- ① 利用者は事業者の規則を守り、飲酒等によるトラブルや家族の不理解等他の利用者に迷惑となる行為をした場合、施設長の判断により一度退居になることがある。
- ② 利用者は火気の取り扱いに十分注意し又居室内での火の使用は認めない。
- ③ 利用者は入院治療等を要し他の介護保険施設、病院又は診療所へ1ヶ月以上入院する場合、施設長の判断により一度退居になることがある。
- ④ 利用者は利用料の不払い等事業の運営に支障を来たすような行為をしてはならない。

(秘密保持)

第12条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第13条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第14条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

- 2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第15条 認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

- 2 事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会

を（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）おおむね1月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。

- 4 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 5 事業所において従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

（緊急時における対応策）

第16条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

（非常災害対策）

第17条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

- 2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行う。

（虐待防止に関する事項）

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- ② 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- ③ 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ④ その他、虐待防止のために必要な措置

（地域との連携等）

第19条 事業者は、その運営に当たっては地域住民又はその自発的な活動等との連携及び 協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

- 2 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(暴言・暴力・ハラスメントに関する事項)

第20条 事業所は、利用者や従業者に対する暴言・暴力・ハラスメントの防止のため、体制整備を行うとともに、以下の措置を行うものとする。

- 1 職員に対する暴言・暴力・ハラスメントを防止し、啓発・普及するための研修を実施しています。
- 2 暴言・暴力・ハラスメント行為が利用者やその家族から、職員に対してあった場合には、解約するだけでなく、法的な措置とともに損害賠償を求めることがある。

(身体拘束)

第21条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - ③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(業務継続計画の策定等)

第22条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画を周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(協力医療機関等)

第23条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。

- 2 事業所は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるにあたっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めるものとする。
 - ① 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を確保していること。
 - ② 事業所から診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

- 3 事業所は、1年に1回以上、協力医療機関との間で利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を指定権者に届け出るものとする。
- 4 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておくよう努めるものとする。
- 5 事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、協力医療機関との間の連携及び支援の体制を整えるものとする。

(その他運営についての重要事項)

第24条 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- ① 採用時研修 採用後1か月以内
- ② 経験に応じた研修 随時

- 2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、平成16年 1月 10日 から施行する。
この変更規程は、平成19年 4月 1日 から施行する。
この変更規程は、平成22年 1月 16日 から施行する。
この変更規程は、平成24年 10月 16日 から施行する。
この変更規程は、平成25年 1月 1日 から施行する。
この変更規程は、平成26年 6月 1日 から施行する。
この変更規程は、平成27年 4月 16日 から施行する。
この変更規程は、平成27年 11月 16日 から施行する。
この変更規程は、平成29年 5月 1日 から施行する。
この変更規程は、平成29年 12月 1日 から施行する。
この変更規程は、令和元年 7月 1日 から施行する。
この変更規程は、令和2年 9月 16日 から施行する。
この変更規程は、令和4年 4月 1日 から施行する。
この変更規程は、令和5年 4月 1日 から施行する。
この変更規程は、令和6年 4月 1日 から施行する。